

【事務局】

定刻になりましたので、只今から第 4 回目の大山崎町障害者基本計画等策定委員会を開催させていただきたいと思います。

冒頭に、山本圭一大山崎町長からご挨拶を申し上げます。

【町長】

皆さん、改めましてこんにちは。大山崎町町長の山本圭一でございます。

平素は町の町政運営の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜っております事をこの場をお借り致しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

また委員長をはじめ、委員の皆様には 1 年間、公務のお忙しい中ではございますが、この委員会に出席賜わり、また熱心にご議論いただいておりますことに対して深く感謝を申し上げます。

この間、委員の皆様にご議論をいただきました大山崎町第 4 期障がい福祉計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえた国の基本指針に基づき策定を進めているもので、平成 27 年度からの 3 ヶ年にわたる障がい福祉サービス等の提供体制の各数値目標を定めるものでございます。

委員会の開催と並行してワークショップやアンケート調査などを実施していただき、障がい当事者やそのご家族、事業者ニーズの把握に努めていただき、それらを十分踏まえながら、これらの計画案の策定を進めていただいたところでございます。この計画案がさらにより良いものとなるように、本日も忌憚のないご意見をいただければと思っております。

なお、計画策定に向けた委員会は本日が最終となりますが、次年度以降につきましても定期的に計画の進捗状況を確認して参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今後も町の福祉行政の推進にご指導とご協力を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが私からの挨拶に変えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

【事務局】

山本町長におかれましては他の公務がございますので、これをもちまして退席させていただきます。

本日、K 委員さんから欠席のご連絡を受けておりますことを、ご報告させていただきます。

【事務局】

資料の確認

それでは、ここからの進行につきましては委員長よろしくお願い致します。

【委員長】

初めて町長を見ましたが、あまりにも若くて驚きました。若い人なので期待をしたいと思えます。

まず、今日の傍聴の方はおられますか。傍聴もそうですが、会議録が公開されるという事と前回の部分が回っておりますが、もし何かありましたら早いうちに事務局のほうにご連絡いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

議題としましてまず、パブリックコメントという事で資料2がありますが、事務局からご説明いただきます。

【事務局】

資料2 パブリックコメントの紹介

【委員長】

この人のおっしゃっているのは入所施設がほしいのか、拠点施設がほしいのか。入所施設だった時に自分の子どもさんがそこに入る事を望んでいるのか。言っていることがよくわからないなという感じがしたのですが、求めているのがここに書いてある拠点で満足される内容でしょうか。

【事務局】

この方の意見としましては、夜間の体制のところ、24時間、電話なり、どこか連絡するところがほしいというような、急に困った時にどこか連絡するところがということで、それを拠点施設なり、入所施設で構築してほしいという思いと、医療的ケアの方につきましては、それに重ねてケアの資格がいるなりという事がありますので、資源が限られてきているという事で、より切迫した形でご意見いただいたのかなと認識しております。

【委員長】

この人が具体的にどんな人かわかっていて、個別に対応しているということですね。この辺が小さい町のいいところだと思いますので。拠点のところ32ページに「協議を継続していきます」ということで、具体的にどうするかということはこの計画ではまだ出てきていません。こういう思いを是非、汲み上げていただけたらと思います。

そういうためにパブリックコメントという制度があり、ここだけで話しているだけでは

なく、町民全体、皆さん方からご意見を伺うという仕組みがありますので、言ったが何もしてくれなかったという事がないように、何かの形で汲み取っていただけたら嬉しいなと思います。

このパブリックコメントについてご意見ありますでしょうか。

【E委員】

この方は学齢期の方ですか。それとも成人しておられますか。

【事務局】

成人年齢の方です。

【委員長】

これは難しいですね。個別に詮索するのかというところが。入所施設なのか、拠点施設なのかわかりませんが、不安を抱えておられる方がおられるという事だけ是非、意識していただいて、この方が不安なくこの町で暮らせるように対応していただけたら嬉しいなと思っています。

【D委員】

拠点施設も入所施設も両方と思います。

【委員長】

この絵でいったらグループホームとか、小規模施設とか、障がい者支援施設とか色々書いていますが、何らかの形で入所もできるようなものが近くにあれば嬉しいなと思っておられる。よその町の施設に入ってしまうと全くコミュニティの関係とか、家族との関係が切れてしまうので。つくるならこの町の中で、家族がいつでも寄れるようなところにあることが、きっと大事なんだろうなという気がします。

【D委員】

関連すると、福知山のほうに 50 歳を過ぎた方がいらっしゃって、ご本人は適応されて暮らしていますが、病気になってくると施設が全部面倒を見られるわけではなく、入院とかになります。すると、家族は遠い福知山まで行き来をしなくてはならない。結局、病気になったり、認知症であったり、色んな事になると最後は家族にとになってくる。やっぱり近くで行き来できる施設がほしいというのは本当に切実です。

普段、何も無い時は本人が穏やかに暮らせたならそれでいいかなという事です。何かあったら家族にかかりますよね。

【委員長】

ご家族もどんどん高齢化されていくでしょうから。なかなかそう簡単に行けるところではない。これが本当に当事者、あるいは家族の切なる願いだという事で。

【B委員】

こういう声は出しているわけですから、あとは行政がするか、しないかで覚悟を決めてもらわない事には、いくら我々が希望を寄せていても先の見えない話です。行政からあなたたちは何をしてくれればいいとか、そういう具体的に声が出れば一番希望が持てるのですが。

【L委員】

学齢においてはそうなりと学校を転校するという事になって、今まで住んでいた環境とか、学校の環境も変わりますし、またそれも大変になるので。保護者に言われた対応も遠くなるという事になっていくのではないかと。是非、この乙訓地域にそういうのがあるといいですね。学歴の子においても思います。本校は寄宿舍がありますが、あくまで寄宿舍なので、福祉的な部分での活用がなかなかできていないというのが現実なところです。

【委員長】

施設に入るという事に対する批判というのはきっとあると思いますが、遠くの施設より近くの施設のほうが絶対いいですね。

【H委員】

24時間相談受付というのが32ページに書いてありますが、現在だったらこのパブリックコメントの方が何かあった時に、まずそこへ行こうとおっしゃっておられる。一報というのはどういう形でどの程度出来るものですか。

【委員長】

現実には今は何かの形でどこかの支援団体とか、福祉施設と繋がっているだろうと思いますが、それが24時間という形で対応してくれるか。あるいは障がい者団体の人に医療系の事を言われても、対応できない。テーマの問題とかあって、どこに不安を持っているか、その辺は掴んでいるのですか。

【事務局】

掴んでいます。かなり具体的な個別の話になるので、どこまで言っているのか。

【委員長】

どちらにしてもきつとこの表現から見ると困っているのは間違いない事だと思いますし。

【事務局】

そうですね。困った経験をされて、それを私のほうに相談に来られて、体制というか、お母さんが病気をした時は「このショートステイで行こうね」というような、そこの関係をつくる形で取り組んでは来ているのですが。

ただ、また同じような事が発生した時に、夜間にその施設に電話したからとすぐ行けるかというクエスチョンなどころはありますが、日頃その施設さんと定期的にショートステイを利用して、万一、病気になった時はそこで対応というような動きをつくりつつある。そういう事はしています。

【H委員】

例えば困った時に夜間だったらと思うと役場のほうへ電話をしたり、相談支援事業所さんに電話したりとかされるとと思いますが、その辺り、役場側は 24 時間宿直がおられても、そこから先は繋がりにくいですよ。

【事務局】

一応、宿直さんが受け入れられて、内容が緊急の案件だったら電話連絡網があるので、私のところに回ってくる可能性があります。私がそれを受けて具体的な事がどこまで出来るかというのはケースバイケースですが、状況に応じたら対応できるものはやります。

ただ、あくまで本来は命に関わるとか、緊急な場合で、常に電話でかかってきてもえらい事なので。

【委員長】

もう〇〇さん（事務教職員）、酒も飲めない。こういう生の声を言っていた時に、町長さんが居てくれたらよかったのにね。本当に皆さんが求めている声だという事で是非、伝えていただいたらと思います。

【O委員】

施設は必要と思いますが、うちもそうですがサポート事業所にヘルパーがいない。特に去年、今年になってから特にいない。要するに、グループホームやケアホームに入ってもらっている方も土日は帰ってほしい、金土日は受け入れをしない、という状況が出ている。せっかく施設があってもヘルパーがいないからそういう問題がどうしても出てくる。つくりたくてもできない。ものすごいヘルパー不足です。

そこをなんとか、要するに行政とかで、行政の職員採用試験だったらどっと来ますが、我々は色んな広告だとかを出してやっていますが、夜勤のある仕事はほとんど来ない。日

中のパートだったら来ますよとかはありますが、根本的にヘルパーをどこかでつくっていかないと、またそういう人たちが各施設に来てもらわないとだめじゃないかと。

京都府も色んな形で福祉の仕事を斡旋するような形で、車を出したりとかやっておられますが、現実の問題、我々のところでもライフサポート事業所が、要するにヘルパーがいなかったためにサービスを受けたくても、してあげられない事になっているので。今回、賃金を下げないと言っているものの、やっぱりヘルパーとかの福祉職の賃金はかなり低いので、そういうところをどのような形で行政的にフォローアップしてもらえるのかという事を考えていかないと。施設はあるが、人がいなかったら閉めなければならないという連鎖反応が起こってくるので。人が働こうと思ったらそこそこのお金がないと、時給であっても働かないわけですから。そういう事を考えた中で我々としては人づくりもしてほしい。そのための支援というものをしてもらわないと動かない部分があるのかなと思います。

【委員長】

うちの大学でも、今年、全学部新入生の応募が増えましたが、福祉学科だけ減りました。これが現実です。すぐ隣の〇〇大学の健康福祉科学部が募集停止になりましたから、うちには来るだろうと思いましたが。本当に福祉だけ。よそは2倍、3倍になってる学部もあります。福祉は下がりました。今、0.7倍くらいです。

【〇委員】

こんな事はなかったんですが。特に去年あたりからかなり深刻な状況ですね。

【委員長】

結局、社会の経済状況がちょっとよくなってきたら企業のほうにみんな行ってしまっていくのが明らか。国の基本指針に従ってこの案をとおっしゃっていましたが、国の基本指針を上回る何かをしないと人が集まらない。小さい町だからできることを。国のレベルに合わせていたのでは成り立たないという感じです。

パブリックコメントについてはそれくらいにさせていただいて、そんなことも含めて今も基本的には中身の話に入っていると思いますので、資料3に基づきまして、この4月からの障がい福祉計画の案ができましたので、これについてご説明いただいて、また更に違う話も含めて議論を深めればと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】

資料3 大山崎町障がい福祉計画案について、説明

【委員長】

はい、ありがとうございました。皆さん方から何か今の修正部分、あるいは修正してな

いが気付いた事も含めて、何かお気付きの事はありますでしょうか。

【L委員】

53 ページの委員の名簿のところ、学校名が「向日が丘支援学校」ですが、正式名称は「京都府立向日が丘支援学校」で「京都府立」が入ります。このところでは京都府立を入れていただくといいかなと思いましたので。

【委員長】

例えば、他のところと言ったら、社会福祉協議会を社会福祉法人と入れないといけないとか色んなややこしい修正、正式な名前の施設だったら何とか法人とか、何とか施設とかというような事がたくさん出てきませんか。

【L委員】

ただ、乙訓保健所は京都府乙訓保健所となっていますし。そういう意味で。

並びとして学校名が並んでいてずっとそこまで、京都府立向日が丘支援学校と一つの名称の区切りになっていたのです。

【委員長】

同じように他の団体とかで法人の名前を入れないとおかしいとか、反対にそういうのがおありのところはありますか。ご自分の所属のところは今、向日が丘支援学校以外はこれでよろしいでしょうか。

【F委員】

乙訓やよい会の前のところに、「(公益社団法人)」がいつも入るのですが、あえてとっているのかなと思ったので。「(社)」と入れていただくと一番正式にはなるのですが。

【委員長】

言い出すと切りがなくなってきました。G委員のところはこれが名前という事ではないですよ。

【G委員】

いえ、相談支援事業所でいいですが。

【事務局】

法人名は下げさせていただいたら。医師会も一般社団も全部になります。そこだけはちよっと省かせていただいて、支援学校は「京都府立向日が丘支援学校」というのはそうい

う形ではなく、通常の正式名称だと思いますので、入れても問題はないかと思います。

【委員長】

他に何かありますでしょうか。

【D委員】

G委員が大山崎町として相談支援事業をやった結果、相談をずっと始めておられるというのはわかっているのですが、それ以外に相談員という人を設けていますよね。その人はどのくらいいらっやって、どうなっているんですか。

【事務局】

町のほうで委嘱している障がい者相談員の方という事ですね。身体障がい者相談員としてお二方。

【D委員】

知的障がいもあり、同じ保護者の仲間ですが。

【事務局】

大山崎町で委託相談支援事業所としては大山崎町社会福祉協議会さんと、乙訓ひまわり園さんと、アンサンブルさん。そちらが委託。

【D委員】

個人を特定して相談員になっていただいている方がいらっやいますよね。知的の。具体的には彼女からいつも話を聞いているからと言っているんですが。身体もあるけど知的もある重複障がい者の方のお母さんですが、障がい者相談員になっていると聞いている。

【事務局】

前は〇〇会長がして下さっていたのですが、今おっやっている方にバトンタッチされていて、知的障がい者の相談員さんという事で大山崎町に1名おられます。

【D委員】

一人ですか。

【事務局】

一人です。

【C委員】

その方は、相談に今まで誰も来られない事をすごく残念がっている。町の広報にさらっと載るらしいです。私もそうでしたが、保育所くらいの今後障がいがどうなるんだろうとすごく悩んでいるお母さんに「こういう方に話も聞いてもらえます」というのをもっともって町が上手にアピールしてもらえたらいいのにとっていました。

【D委員】

名前だけになっている。民生委員さんというのはそれなりの権限、知る義務を含めて一定の権限を持たせているでしょう。それくらいの手立てを組まないと。相談員になっていきますので、例えば年間何人かは訪問しますとか。それに対して報酬というか、そういうのをやるとか何かしないと。

【事務局】

一応、報酬は出ています。

【D委員】

だから、報酬をもらっているのも心苦しいと。報酬を出すという事は守秘義務も含めて、一定の権限を持たせて、何件かは年間訪問してくださいという事も含めて、掘り起こしをする。例えば、どこの団体も若い人が会員さんになってない、入ってくる方が少ないという悩みは以前から出されていたと思いますが、個人情報はどうこういidaされてから特に名簿上も知りえる事がなく、結びつきが難しくなっていますが、その相談員さんに一定の権限を持たせて。

【事務局】

訪問は無理です。こちらが掴んでいる障がい者の情報を元に、訪問というのは無理ですが。元々はこの知的障害者福祉法の中に、知的障がいをお持ちの方の保護者の方が相談員になれますよという事で、同じ目線で相談にのるという事で設置されているものです。

それが平成24年に京都府から町のほうへ権限移譲があり、町がその方を委嘱するという形になっていますが、ただこちらの周知不足で、そういう人がいるという事が知られていないので、なかなか相談に行ってもらえないのは十分、反省すべきかと思います。ただ、障がい者のリストとかを持って、訪問するという事は絶対に無理です。

こちらが、こういう方がおられますよという事を広く周知して、相談に行ってもらおうとか、相談の機会の場を設けるような事とか、そういう事を考えないといけないと思います。個別訪問というのを広く、個別にとというのは難しいと思います。

【委員長】

今まで福祉の制度は全部申請主義ですから、待っているという形でやっていましたが、一方でアウトリーチしないといけないという声もありますから。例えば障害者手帳をもらえるから、取りに来られた時にこういう人がいるので訪問してもらってもいいですか、というのは難しいですか。

【D委員】

何もなしでは誰も彼女のところに行かないと思います。でも橋渡しをしていただければ。

【委員長】

役所なり、社協なりが看板を上げていただいて、この日は障がいについての相談を町に委嘱した相談員がしますよとか、そういう事をしないと。

【B委員】

身障協会のほうはそういう形でやっており、私も行ったのですがどなたもおいでになりません。もし、来られる方があっても、ちょっと話とかをして帰っていかれるという事が多かったと思います。ですから、待っていても誰も来られない。

【委員長】

本人が了解さえすれば各戸に訪問するという事もありだという考え方ですね。

【B委員】

そうですね。だけどそんなに今、人に相談かけるというのは結構、少なくなってきたと思います。あまり自分のところに入ってきてほしくないという傾向があるという気がします。

何でもかんでも人に頼んでもいいというのではなくて、自分たちでというか、視野が狭いと思います。

【F委員】

今、出ていた知的と身体の方には相談員制度がありますが、精神のほうはありません。それは法律的に何もないからという事だったのですが。でもこの前も言ったかもしれませんが、独自に相談員をつくって、月一回保健所をお借りして電話相談をずっとやっています。しかし、私たちはボランティア、自主的なものなので、せめて電話代くらいはどこかで補助してほしいという事でお願いしています。計画41ページの自主的活動支援事業が「平成27年度から実施される」と変更になりましたし。今後このピアサポート活動とかを、どういう形で支援をしていただけるのかなというのがすごく楽しみでもあり、是非お願いし

たい事です。PRも広報に毎月載せていただく以外に、私たちは来年度には出来たら京都新聞の街かど欄とかに載せようかなと思っています。電話相談が0人ではなくて、年間3人とか4人くらいはかかってくる事もあって、それをきっかけに家族会のほうにも入会される方もいらっしゃると思いますので、やっぱり色んなところで自主的な活動を通じて、色んな方の悩みを私たちの家族会以外の色んな団体が吸収して、その方たちと一緒に新しく歩んでいけたらいいなと思いますし、そういうための地域生活支援事業だと思います。是非ここをもっと充実した中身で実施という大変ありがたい方向性だと思うので、実施していただけたらいいなと思います。

【委員長】

今の全体的に当事者の団体も家族の会も、親の会もどんどん小さくなってきているのは日本中の傾向ですので、みんな群れたくないとか、相談したくないとか、個人の事は個人で解決しようという人が多くなってきているとか、無理に相談しなくても普段生活するには関係ないというくらい色んな制度が整ってきたとか、色んな事があると思いますが。例えば31ページの表を見たら地域生活移行のためにやっぱり色んな人が相談し合わないといけないという声です。そんな事を考えたら、個別に知的障がいとか、精神障がいでいだけとか、電話とかで色んな相談が年間3人でも4人でも、必要な事であれば相談が上手くできるような仕組みを考えたい方がいいかもわかりませんね。

役場に気楽に来てもらったらいいのですが、何もなければ行きにくいですね。こんな事を相談していいのかなというのもあるでしょうし。ハードルを低くした事で問題が大きくなる前に解決されていくという事があるかもしれませんし。

そんな意味で言ったら41ページの表、他の部分は数字で書いてあって、この「有」「無」というのは、具体的に何をしているのかわかりませんね。

【事務局】

各団体さんからお話を聞かせていただいて、最初は会議室の場所の提供というところからになるのかなと。その辺も相談しながらというか、手探りなので各団体さんと順番に話をしないといけないでしょうし。一気にお金を出すとか、そういうことは考えていないですが。

【委員長】

期待して、という事で。さっきの拠点を具体的にする中で、恐らく拠点というものがあって相談という事についても当然、関わらなければならないと思いますので、そこについて今のシステムはいいのかどうか、今のままだったらつくっても誰も来ないという形だったら相談員本人も気まずいでしょうし。何かの形で相談しやすい仕組みを、拠点を考える中で是非考えていただけないでしょうか。

【事務局】

そうですね。先程、委員長がおっしゃっていた手帳の交付とかについて、身障協会とか、育成会に入ってくださいというようなチラシはお渡ししています。それにプラス、相談員さんを載せるようにさせてもらって、まずは周知のほうをより図りたいと思います。

【B委員】

我々が会をつくった時と今の人たちとの間に差があって、感覚的な違いがものすごくあると思います。その辺のギャップを上手くしていかないと。

【E委員】

一番、親が動揺する時はこの子が障がい児か否かの時点だと思います。3歳児健診とかで迷っておられる、悩んでおられるお母さんに保健師さんのほうからこういう団体ありますよとか、こういう相談員の方がおられますよという事を一言、教えてあげたらどうかなと思います。

私たちからの経験からもそういう時に教えてもらった覚えがあります。

【委員長】

保健師さんというプロのワーカーと、同じ障がいのお子をお持ちのお母さん同士とは違うと思いますからね。それは大事にしてあげていただけたらと思います。

他のところでいかがですか。

【E委員】

これを見せてもらう前に長岡京の案も見せていただいたのですが、指針の一つに障がい者の高齢化に伴って、後見制度が非常に使われるようになると思うのですが、それに伴って43ページにある成年後見制度法人後見支援事業の実施予定が、全部「無」になっていますが、これを何とかしていただきたいなと思いますが。

【委員長】

その前に実際に出来る体制づくりに取り組みますというのがあって、今年についてはありませんが、もし出て来たらそれは「有」に変わっていくということですか。

【事務局】

私の考え方ですが、まず市民後見人の話が出ていたと思いますが、その市民の方に一定の時間学習してなっただけとか、また受託される法人さんがあればいいですが、そういう方だけでも難しい面があるというのは普段の仕事の中で感じています。専門の弁護士

さんとか、司法書士さんとか、より家族に近い立場の市民後見人なのか、法人の職員さんかわかりませんが、双方が取り組むような仕組みじゃないと。どっちかに加重がかかって、後見人の書類とか、事務的な事とか、かなり負担があります。それを例えば市民さんだけとか、ある法人だけにとというのがかなり難しい面もあるので。上手く複数でやれる仕組みみたいな事はないかという思いもあり、この法人後見人制度についてはもう少し調査、研究というか。ただ単に法人が「やりますよ」で「はい」だけでは済まないような感じを現場で感じたので。もう少し色々な勉強をさせてもらった中で、計画のほうに反映すべきものは反映したいと思っているので。まだ勉強しきれてない部分もありましたので一旦「無」というような形で上げていますが、またその辺のご意見をいただく中でそこはまた聞いていかなければならないかと思っています。

【E委員】

「市民後見人の活用も含めた」となっていますが、市民後見人の研修制度は町や圏域にもありますか。どこで受けられますか。

【事務局】

町にも圏域にもありません。今のある後見人制度というのはかなり大変な事務量があつて、金銭管理をしたり、その方の身のケアまでどこまで出来るか。基本はお金の管理とかになってきますが。それを裁判所に認めてもらって、1年間の活動報告のやり取りが結構大変なので、市民さんがなられて、その方が意思表示の出来ない方の代理として、色々な行使ができる権利がありますが、それをされるというのはあまりにも負担があると思うので、上手く複数体制で本人に寄り沿えるような身近な後見人さんと専門的な人とがペアを組めるような仕組みはできないかなというのが個人的な考えです。

【E委員】

私もそう思ったので、司法書士さんとか、弁護士さんとか専門職の人は当然、大事な事なので必要ですが、市民後見人という方だったら、一般的に何日か研修を受けて、なれるのであれば、そういう人がたくさんいてくれたら便利だと思うのですが。

【事務局】

でも便利というだけのものでは。

【E委員】

市民後見人さん一人だけに任せないかもしれませんが、弁護士さんとか、司法書士さんを一人立てて、もう一人というような。

【事務局】

弁護士さんや司法書士さんになっておられて、ご家族、兄弟さんが後見人になられているような複数体制で実際されているケースがあるので。それが理想かなという感じは受けません。

親御さんなり、兄弟さんが代わりに全部やったらかなり事務負担がある。ただ兄弟として身近にそのお子さんを見ていて、意思決定のところでは気持ちを読み取りやすいとかがあると思うので、そこと専門家の方と金銭管理とか、その辺を役割分担ができて、チームでできたらいいなという思いはあります。

【委員長】

現実には、例えば大阪市の社会福祉協議会で市民後見人の養成講座をされていて、毎年 30 人、40 人が受けられるものの、実際に障がい者側から後見人になってほしいというのが一桁出てくるか出てこないか。さらに、それが妥当かどうかを家庭裁判所が決めますが、それで合うのが一組あるかないかですね。

現実には事務局が言うように、つくってもそれが上手く活用されるという事を法律が認めた形ではなかなか。兄弟とか専門職の方はあっても、市民でというのはとても難しいです。だから、今ここで全国に先駆けてやったら面白いと思いますが、町民の何人が 50 時間の講座を受けてくれて、やる気になったのに裁判所がだめと言ってしまうと、却ってマイナスの面がありますから、ちょっと様子を見るというような形、これは大事な事だという事の認識は町も持っているようです。ただ 43 ページの一番下の表はいらぬのでは。

【F 委員】

社会福祉協議会は権利擁護事業はやってらっしゃいますよね。やっぱり身近に金銭管理だけとかからでもやっていただくという事を積み重ねながら、将来的には成年後見制度がいると思うので、そこの事業もなかなか手がないというのが実情じゃないかと思えますし、そこら辺をもう少し広げていけたらいいのではと思います。

家族のほうも成年後見制度をいつから利用して、どなたにお願いしてというのをすごく悩んでいます。実際にやってらっしゃる方のお話を聞きながら、私たちもいつ頃それに踏み切ってやっていかなければならないか、すごく勉強している時期ですし、制度的にはまだまだこれからの事業だと思いますが、障がい者も高齢化していくという事で言えば、絶対に必要な事業だと思います。

だから、「無」ではなくて、勉強していきますという事ですから「有」という事でもいいのではと思います。

【E 委員】

法人後見はしておられますか。

【O委員】

まだないですね。

【E委員】

親御さんがいらっしゃらない方はいますね。

【O委員】

おられますが、弁護士さんが入られて、専門家がやっておられます。何かある時はそこに連絡をしてという事になっています。こちらのほうで任されている方がおられますから、その人に連絡するとかという形にもなります。それにしても難しいですね。

現役の時に、障がいではなかったのですが、後見をしないといけないということで動いたことがありましたが、やっぱり難しくて最後まで行かなかった。素人がやろうと思ってできる話ではないので。財産管理であったりとか、色んな事が関わってきますから、それこそ弁護士さんとかを捕まえていかないと。役所にいる時は顧問弁護士さんに相談したりという形でやっていましたが、最終的にはやっぱり辿って親戚を見つけて、その人を引っ張ってきてという事にどうしてもなってしまう。疎遠であっても親族は親族ですから、そういう人たちを連れて来ないとなかなか難しかったですし、最終的には上手く出来なかったという経過はあります。

【D委員】

大山崎町としての顧問弁護士さんみたいなのに相談するという事になるのですか。

【事務局】

町の制度では、町長申し立てはご親族さんが二親等以内にはいない時に町が動く事になります。来られたら、その方のサポート、相談という形で関わるという事で。

【E委員】

以前は首長さんがするという事で聞いた事があります。

【事務局】

それは町長申し立てで、ご親族がおられなかったりしたら、町長のほうが後見人の申し立てをすることができます。ただ、申し立てるだけで、後見人は弁護士さんとか司法書士さんとかになるケースが大半です。

【委員長】

法律に則ったきっちりした後見制度、と日常的にさっきのお金の使い方とか、ちょっと困った時があった時、どうしたらいいのかというところと分けて考えたほうが。成年後見制度に則ってとか言い出すと、とんでもない話に、我々が関わりにくい話になっていく可能性がありますから、ご家族とか当事者の方も当然、勉強しておられると思いますから、町のほうでもその動きを汲み取っていただいて是非いい形で。本当に人口がたくさんいて、弁護士さんでも身近にいる社会だったらいいと思いますが、恐らくそんなに簡単に弁護士さんも司法書士さんも捕まらないですよ。そんな町の特异性をご考慮いただいて是非いい形で。

他にはいかがですか。

11 ページのこの表、平成 26 年も加えましたとおっしゃって、平成 26 年 3 月 31 日というのは平成 25 年度の数という、そういう表記の仕方をしようとしているのか、年度抜きにしてとりあえずこの年の 3 月 31 日、これだけの数がありましたと言おうとしているのか、日の問題なのか、年なのか、年度なのか、その辺の数字の理解の仕方は。

【事務局】

ここは今、おっしゃっていただいたように平成 26 年の 3 月 31 日現在という事で、表現としては平成 25 年度末という表現に改める事も可能かと思えます。そこはもしご意見ございましたら統一をして。他の表も全てになってくると思えます。

【委員長】

別にこれは年度であろうと年であろうと動かない、問題ない表ですよ。

【事務局】

確かに行政の仕事は年度くりになっている事が多いので、年度末という表記にしてもいいかなとは思いますが。もし、ご意見があれば。

【委員長】

意見があるわけではないですが、どっちかにわかりやすくしていただけたらと思えます。

もう 1 つが 31 ページの表ですが、ケアマネジメントという言葉が今、高齢者福祉の介護保険に関わる言葉として使われています。これと同じように書いていて、ケアマネジャーだったら、今は介護保険に関わる人がケアマネジャーという役割をしていますよね。

障がい者福祉の中でもケアマネジャーという言葉を使うのか、使わないのか。よそはともかく、ケアマネジメントという言葉は町民にしてみたら、高齢者のケアマネジャーがそのまま障がい者の事も面倒をみるのかという誤解を生む事はないかと心配ですが。それは大丈夫ですか。

ケアマネジメント会議というのは現実にあるわけですか。

【事務局】

個別のケースごとになりますが、定例的にやっているのではない。必要な事案が発生しましたら。名前的にはケース会議という形に、ただ手法的にはケアマネジメントの手法を使うというか、今相談支援センターさんが出てきておられるので、その方がケアマネジメントをされる事になると思うので。

【委員長】

日本でケアマネジメントというと、もっと広い世界でいうと基本的にケースマネジメントという事で日本でも入ってきましたよね。介護保険をつくる時にケアマネジメントという言葉にしたというような記憶がありますので。それであればケースマネジメント会議にしたほうがまだ自然かなと思ったり。ケース会議でもいいと思いますが、高齢者福祉の制度と一緒にではないですよという事を明確にしたほうがいいのではないかと思います。

【D委員】

文言ですが、6ページの「(2) 障がいのある人等からの意見集約」の中の1行目と2行目の「何の」という表現はおかしい。「どういう」とか。

【事務局】

「どのような」とかですね。

【委員長】

他にはいかかでしょうか。特にはないようですが、最終、いつまででしたら手を加えられますか。

【事務局】

決裁を取らせていただいて3月には。

【委員長】

今週中くらい。もし何かありましたら今週中くらいに事務局のほうに連絡いただく、決定については役場のほうと私のほうで相談させてもらって決めさせてもらうという事でお任せいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

【B委員】

29ページの「④大山崎町で生活を続けていくために必要な支援」とありますが、下から

2行目、災害時・避難所等での支援や歩道のバリアフリー、リハビリ等について意見が出ていますというこの辺が非常に消極的です。この辺をもうちょっと上の段に上げていただいて、支援という形でもうちょっと考えていただきたい。

【事務局】

災害時の事をもっとしっかり書いたほうがいいと。

【B委員】

災害時と避難所の問題を。意見が出ていますではなく、支援という形。

【委員長】

災害時の障がい者の支援についても積極的に検討していきますとか、そういう言葉で書いてくれたほうがありがたいですね。という事ですがいかがですか。

【事務局】

ここの欄につきましては、個別アンケート調査結果の抜粋という形で載せさせているもので、町の考えとかを述べている項目ではないという事でこういう意見が出ていますというまとめ方になっているかと思えます。

【委員長】

神戸のときも東日本だったり、人口比にすると障がいを持つてる人が2倍を超えて亡くなっているというのが色んなところで注目されていますので、災害になった時に障がい者が死なない町にしますとか、そういう事を積極的にうたってはいかかでしょうかという提案ですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ご指摘いただいたところではなくて、違うところで加筆出来たらいいですね。

【委員長】

そうですね、町の事業計画として任意事業なのかよくわかりませんが、ここ全体的に災害時の事をどこか、はじめのほうに書いてあってもここには全然出て来ないですね。

【事務局】

今回の計画は障がい福祉計画ですので、国サービス、地域生活支援事業のそのところを絞った計画ですので。3年前は基本計画と一緒につくっていますので、こちらのほうでは防災面とか災害面の事を書いておりますので。より具体的な反映になりますと次の計画

の更新時とか、そこで思うのですが。

【委員長】

性質が違うということですね。

【事務局（コンサル）】

一応、アンケートとかでサービスを中心に聞いていまして、他にも災害時の話がありまして、この問題は書かなかつたらみんな気付かないで終わってしまうので、一応こういう意見があったという意味で無理矢理載せさせてもらっているという事があります。

ここで繋いでおけば3年前にこの計画を見直す時に、当時も災害の問題もあったし、3年ぶりに見てもやっぱり同じ災害問題が出てくるとなれば継続して検討していける事になる。今回はここでは方策は取れないですが、あえてここでその他という表記で無理矢理書いている状況です。

今のご意見もあるので、調整という形になるのかわかりませんが。

【委員長】

町としてはその事については忘れてはおりませんし、前向きに検討しますと。ただ、このペーパーそのものはサービス量とかを表す計画表なので、災害の事についてはここには書いていませんが、忘れないようにメモ程度にちょっと差し込んでおきましたと。忘れていませんよという事で。

【B委員】

それはそれでもうちょっと書いていただいたほうがありがたいですが。違う文章が入っているわけですから、意見として出てるから。

【F委員】

49 ページの計画の推進のところ、庁内連携体制の強化のところ、もう少し加筆をしたらどうでしょうか。

【O委員】

それだったら項目立てして、災害についても積極的な取り組みをしますとか。

【委員長】

でも、その項目を立てたら入れるところがなくなってしまうと。

5章は「計画の推進」なので、ここに災害をというのもなんとなく不自然ですね。

【事務局】

ちなみに町の防災計画の見直しをしていますが、そちらのほうには当然、要援護者という形での項目で入れておりますので。町の防災全体の傾向になっています。障がい児であるとか、要援護者という形ではそちらの計画のほうに組み入れておりますので。

【委員長】

それで納得していただけますか。

【B委員】

ただ、単純にその事は上に入れるだけでいいのではという気軽な気持ちでおりますので、入れてあれば安心だなと。

【委員長】

例えば今の 29 ページの④、「大山崎町で生活を続けていくために必要な支援」で波線か何かを入れて例えば災害時にもとかそういうようなのが入ったらいいという事ですね。

ちゃんと町のほうでは強く意識していただいているようですので、次、基本計画を立てる時にその事が入っているように私たちもずっと見張り続けたいと思います。

【事務局】

先程、委員長のほうから 7 ページから 11 ページのところを年と年度のところを確認だけさせていただきたいのですが、それ以外のところは全て年度でいっています。仮にこれを年度で統一しますと全て 1 年ずらして、例えば 11 ページでしたら平成 21 年のところが平成 20 年度、最終が平成 25 年度で、各年度末が現在という形になります。ただ、平成 26 年と平成 25 年度では、平成 26 年のほうが新しそうに見えますが、同じところを示すのであれば年度で全部いって、最後に各年度末現在という事しておいたほうが。最後の平成 25 年度というのが平成 26 年 3 月 31 日、そういう統一で打たせてもらっていかがでしょうか。

【委員長】

平成 26 年度の年度末がまだこないから表せないという事ですね。それはそのように言っただけですので、そうしていただきたいと思います。

さっきも言いましたが、もし何かお気付きの事がありましたら、できたらこの週末くらいまでには是非、ご意見を言っただけければと思いますのでよろしくお願ひします。

最後にお集まりいただいて確認はできませんので、役場のほうと私のほうで結論を出させていただくという事でよろしくお願ひいたします。

【C委員】

どこで質問させてもらったらいいかわからなかったのですが、療育手帳のAとBがありますが、Bのほうの範囲が広いというか、軽度から中度みたいな括りになっていますが、細分化みたいなのはここでできるのですか。

【委員長】

あれは都道府県単位ですか。

【事務局】

都道府県単位です。

【C委員】

Bの手帳はあまり利用のメリットがなくて、公共の電車に乗るのでも1人で乗れなくて、必ずガイヘルさんか親と一緒に行くのですが、料金に割引がない。そういう細かい事をこの辺でお願いしてもいいんですか。

【事務局】

判定は都道府県でやっておられて、京都は京都の独自性でB判定のところにIQ以外にも社会性とかを加味してB判定になっていたりとか。各都道府県によって加味する内容に少し差があります。京都府の内容を聞いていましたら、本人の社会性が高かったらIQだけの判断ではなくてというところがあるみたいなので、IQが低くてもBの方で出てしまうケースとかあるのは聞いてはおります。

【C委員】

Bをもうちょっと細分化してもらえたら。

【事務局】

今でもBの1と2の二種類に分かれてはいますが、そこは判定機関、前で言ったら知的更正相談所、今の京都府家庭支援センターの範疇なので、またご意見を伝える程度の事はできると思いますが。

【C委員】

ご意見伝えてほしいです。是非、お願いします。

【委員長】

議題1と議題2が終わりましたので。その他はいかがでしょうか

【事務局】

その他、特に事務局のほうからはございません。何かご意見ございましたら。せっかくですし、計画策定委員会も策定に向けての委員会は3年に1回で今回は皆さんがお集まりいただける最後の機会ですので、委員長からおっしゃっていただいたように今週末までに持ち帰って改めて見ていただいて、ちょっと思うところがあったら事務局のほうまでお寄せいただけたらと思います、この場では特に。

【E委員】

福祉計画に載せる程の問題ではないかもしれませんが、知的障がい者の今から40年前と現在では、色々と福祉を進めていただいたお陰で平均寿命がすごく延びていると思います。それで今までだったら高齢者知的障がい者がすごく少なかったと思いますが、うちの娘も大分、長生きするなという感じがします。

だから、親がなき後もやっぱり生きていけない状態になるということを考えますと、グループホームが週末まで利用できた方が良くないかと。現状、グループホームは親が家で支えている部分も大きいです。と言うのも、まだそういう対象者が少ないから、土日は支援者も少なく、休まれますし、そういう事もだんだん無くなっていくといいですが、そういう事を考えますと、介護年齢になってきましたら、好む好まざるに関わらず、特別養護老人ホームとか有料とか、この頃ホームがたくさん建てられていますが、そういうところへ入れていただかないとなくなる事もあります。

そういう事を考えたら、障がい者に特化したような特別養護老人ホームなり、そういうところが出来たら嬉しいなと思う事と、一般の特別養護老人ホームにも知的障がい者が弾かれないように、緊急度の高い方からとっていかれると思いますが、今だったら何百人待ちとか色々聞きますけど、そういう時に希望者にはさっと入れていただけたらありがたいと思います。

大山崎町にも今度、特別養護老人ホームが出来るといってお話を聞いていますが、そういうところにもし、今はまだ対象者がおられるかわかりませんが、そういう状態になってきた時には入れていただけるようにしていただきたいと思います。次々と特別養護老人ホームをつくっていかれる事業所も乙訓にはございますが、そういうところに今度建てられる時は今のところはまだニーズがないかわかりませんが、障がい者に特化したところもつくっていただけたらと思います。

【事務局】

今回の計画策定でも親御さんの高齢化という事がテーマで話を始めている部分もあったと思いますし、そこから地域拠点の話も出てはいるので。介護保険の社会資源、特別養護老人ホームはわかりませんが、それはケースバイケースで障がい者に特化した特別養護老人ホームがいいのか、普通の特別養護老人ホームに入っていただくのがいいのか、その

辺も踏まえて全体の話として考えていきたいと思います。

今の入所施設でも最近、入所者が高齢化してきて、建て替えてバリアフリー化して、結構入所者の半数が70歳を超えているとかという事も聞いているので、実際的には今の施設が特別養護老人ホーム化しているのも実態的にはあるかもしれません。

【E委員】

今、そういうところはどこも一杯でなかなか入れません。

【事務局】

また言っていたら、空き情報が出たらすぐお知らせしますけど。

【E委員】

待っている人が多いと聞きます。そんな事はないのですか。

【事務局】

それはまちまちですね。

【J委員】

特別養護老人ホームも実際問題、病気をしてしまったら出ていかななくてはならないという問題もありますし、その後が問題だと思います。ご両親が高齢になられて、本人も病気になられて、病院に入院された場合にご高齢の方が洗濯物を取りに行かれるとか、そういう事も遠かったら先程もおっしゃっていたように本当に困られると思いますし、私も両親を介護してまして、老健施設に入っていました、熱があったら引き取りに来て下さいと言われ、お医者さんに連れて行かなくてはいけない現実もありました。私も子どもが小さかったので、赤ちゃんを抱えながらそんな事もしていましたので、すごく辛さが分かります。

施設に入れたけども、病気をしたらそこではずっとみてもらえないという、その後の事も家族の方のために考えていただけたらありがたいなと思います。

【事務局】

おっしゃられたのは本当に切実な課題だと思います。今の特別養護老人ホームは要介護3以上の方が対象という事になっていますけども、そういった形であれば当然、入所要件に当たる場合は入れますので、その時に障がい者に特化したというのは今後の課題だと思います。

それから今みたいに空きというのも、予防的に申込みされている方も多いので、実際には何百人も全く入れないというような状況ではありませんし、そういったケースによって

本当に必要な時は優先的な事も考えられますし。ですから逐一障がいの関係と高齢介護の関係のところの両方にご相談をかけていただいて。その辺はしっかり考えて会議をしたいと思います。

障がい者に特化したような特別養護老人ホームというのは今後の課題かと思えます。それはまた近い将来の課題として捉えたいと思えます。

【E委員】

30年前、ある施設でこの子たちの平均寿命は40歳位と言われた。もう、とっくに超えている。福祉が進んできたお陰だと思えます。

【H委員】

38 ページのところではサービスの見込量を書いていただいて、日中活動系のサービスで、支援学校の卒業生、卒業した後の色んな社会的な関係を含めて、福祉サービスの利用をご希望されている方のところを、実数で書いていただいていると思えますが、短期入所については、お一人につき月3日という数字でそのまま計算されていると思えます。

ご利用者のほうではもう少し日数を増やしてほしいというご希望もたくさんあるという事を自立支援協議会のほうでもお伺いしています。この辺りで見込み数という事について37 ページのところに2市1町のサービス提供事業者と連携という表現で書いていただいているのですが、アンケート等でも日中一時やグループホームのご希望というのも大変多いという事も出ていますので、また今後検討していただけたらと思えます。

【事務局】

支給決定のほうは一律に3日とかしていませんので。必要に応じて決定しています。ただ、乙訓の施設の中では数が限られているので、おっしゃっているような現状であるのはこちらでも承知していますし、そのために先程の拠点施設を含めて何らか核になる施設がそこは24時間ショートステイなんかあれですけども、そういうところをこちらでも欲しているというか、課題としては十分捉えてはおります。

【委員長】

では今日のところはこのくらいにさせていただいて、あとは事務局のほうでよろしくお願い致します。

【事務局】

繰り返しの確認になりますが、もしこのあと何か修正等、ご意見やお気付きの点がありましたら、今週中とさせていただきますして、福祉課の私のほうへご連絡いただきますようお願い致します。

それを受けまして、今日出していただいた意見等も踏まえた修正を関西計画さんのほうとすり合わせをして、委員長とデータのやり取り等の形で最終の形を整えさせていただきたいと思います。印刷物はまた出来ましたらお送りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

それでは最後ですので、部長のほうから一言、ご挨拶を申し上げます。

【事務局】

皆さん、大変お疲れ様でございました。委員長も進行のほうもありがとうございました。

昨年5月29日に第1回策定員会から本日まで4回。大変熱心に4回ともご議論、ご意見いただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。繰り返しになりますが、この計画は平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、障がい福祉のまちづくりの指針となるものですので、これに沿って町のほうも努力したいと思っております。

冒頭に町長も申し上げましたように、また、しっかりと進捗状況をみていただくという事での皆様方の役割もお願いしたいところでありますので、また少し空けまして平成27年度をしっかりとみていただいて、お集まりいただくという事もあるかと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思います。

本当に長い間、お疲れ様でございました。ありがとうございました。